

Office SUGIYAMA シークレット通信

2017年1月6日号

※このニュースは、Office SUGIYAMAグループの大切なお客様のみにお送りしています。《禁無断転載》

特定社会保険労務士杉山晃浩事務所 宮崎県宮崎市佐土原町下田島20034 TEL:0985-36-1418 FAX:0985-36-1419

ご相談は、信頼と実績の [宮崎助成金サポートセンター](#) へ

今回のTOPICS

公的支援情報のページ
出生時両立支援助成金



公的支援情報のページ 出生時両立支援助成金

！ここがポイント！

男性労働者が育児休業を取得することによって助成対象となります

【助成金の概要】

男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土作りに取り組み、男性労働者にその養育する子の出生後8週間以内に開始する育児休業を利用させた事業主に対し助成します。

【主な受給要件】

次のいずれにも該当する事業主に支給するものとする。

- ①平成28年4月1日以後に、男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土作りの取組を行っていること。
※男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土作りの取組とは、例えば次のような取組をいいます。
 - (イ)男性労働者を対象にした、育児休業制度の利用を促進するための資料等の周知
 - (ロ)管理職による、子が出生した男性労働者への育児休業取得の勧奨
 - (ハ)男性労働者の育児休業取得についての管理職向けの研修の実施
- ②雇用保険の被保険者として雇用する男性労働者に、連続した14日以上(中小企業事主にあっては5日以上)の育児休業を取得させたこと。
- ③育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業の制度及び同法第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置について、労働協約又は就業規則に規定していること。
- ④一般事業主行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局長に届け出ていること。また、当該一般事業主行動計画を公表し、労働者に周知させるための措置を講じていること。

【助成内容】

支給額は、1事業主当たり以下のとおりとします。

- ①平成28年4月1日以後最初に支給決定を受ける場合
 - (イ) 中小企業事業主 60万円
 - (ロ) 中小企業事業主以外の事業主 30万円
- ②イの支給決定の対象となった育児休業の開始日が属する年度の翌年度以後に、対象育児休業取得者が生じた場合 15万円

【お問い合わせ先】

特定社会保険労務士 杉山晃浩事務所 まで
TEL0985-36-1418・FAX0985-36-1419